

# 『新版 早わかり改正犯収法と取引時確認の実務』

## 訂正と補足説明のお知らせ

平素より格別のご愛顧を賜り、誠に有難うございます。  
標記書籍につきまして下記の誤りがございましたので、訂正させていただきます。

14 頁 「5▶▶コルレス契約締結の際の確認等」解説の1行目

【誤】 革製取引 → 【正】 為替取引

以上、読者の皆様にご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

なお、47 頁の会話例「株式会社の新規口座開設」の実質的支配者の確認方法について、次の解説を補足させていただきます。

施行規則 11 条 1 項は、法人の実質的支配者の確認方法について、当該顧客等の代表者等から申告を受ける方法とする、と規定しています。この規定による限り、法人の実質的支配者の本人特定事項は、本人確認書類によらず、申告による方法でよいと思われれます。また、営業店の現場ですべての法人について一律に確認を行うというのは、かなりの負担となりますので、確認方法にある程度差を設けるという対応は、法令の許容するところだと判断できます。

しかし一方で、本人の申告を受ける方法で足りるとすれば、架空の氏名、生年月日および住所を申告されても確認のしようがないということになってしまいます。平成 27 年パブコメ結果 110 には、アンケートのような方法で本人特定事項を記載してもらう方法も認められるとされていますが、他方、施行規則 20 条 1 項 18 号は、確認に書類を用いた場合には、その書類の名称等を記録することとしており、何らかの書類による確認がなされることを前提にしているようにも思われます。

本会話例では、以上のような理由と、マネー・ローンダリングの防止という犯収法の目的を鑑みて、本人確認書類の提示を求める方法をとっています。

以上、今後とも何とぞよろしくお願い申し上げます。